

## 小美玉市告示第122号

小美玉市公共下水道事業受益者負担に関する条例第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、小川総合支所内都市建設部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

小美玉市長 島田幸三

### 1. 賦課対象区域

#### (1) 小川第1負担区

- ・野田サギ沼平の一部

#### (2) 美野里第1負担区

- ・中野谷字屋敷後、海道下、海道向の各一部
- ・竹原下郷字宿、宿後の各一部
- ・竹原字仲町、町後の各一部

#### (3) 玉里第1負担区

- ・栗又四ヶ字木ノ内、木々内、東原田、大山の各一部